

平成24年第8回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年6月26日(火)

午後2時00分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第4会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

4 議 案

議案第48号 北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第49号 北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第50号 北栄町一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第51号 要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第52号 区域外就学について

5 報 告

・平成24年6月北栄町議会定例会一般質問等について・・・資料1

・平成24年度サマースクール～まなびの広場～について・・・資料2

・平成24年度教育行政評価委員会（外部評価）評価項目について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

・原・瀬戸自治会生徒の通学路の取り扱いについて・・・・・・・・資料4

6 その他

・平成24年度鳥取県市町村教育委員会研究協議会定期総会・研究大会について

・理事会（委員長のみ）7月6日（金）13：30

・総会等 7月6日（金）14：00

※ 場所：セントパレス倉吉

・次回教育委員会 定例会 7月31日（火）午後1時00分から

7 閉 会

6月行政報告(6月26日 定例教育委員会)

＝教育総務課＝

1 計画訪問の実施について

次のとおり、教育委員会による前期のこども園・保育所の計画訪問を実施しました。

本年度の園・所運営や研究主題及び指導案と週日案などの説明を受けたあと、保育参観を行いました。その後、園長・所長・幼稚部長・保育部長・副所長と説明を受けての懇談を行ないました。教育委員からは、研究主題の設定についての指導助言や、祖父母が迎えに来られた場合でも、園児のその日の様子がきちんと伝わるように園内での情報共有をしっかりとすることなどの意見が出されました。

- ・5月21日・北条こども園(午前)
- ・5月28日・由良こども園(午前)
- ・5月30日・大谷保育所(午前)
- ・5月31日・大誠こども園(午前)

2 教育委員会の開催について

5月28日 第7回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、通学路の変更(1件)を除き、原案どおり承認されました。継続審議となっておりました通学路の変更については、現地での確認・協議が行なわれ、従来の通学路にくらべ交通安全の面において危険度が高くなるとの判断から不承認となりました。

○議事

- ・北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
- ・北栄町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について
- ・北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- ・通学路の変更について
- ・北条幼稚園評議員の委嘱について

3 同日公開参観日の実施について

6月12日、こども園・保育所(園)・小学校・中学校の同日公開参観日を実施し、1,527人(昨年6月1,072人)の方が参観されました。

北条みどり	参観者	52人	大誠こども園	参観者	95人
北条こども園	〃	213人	由良こども園	〃	67人
栄保育所	〃	15人	大谷保育所	〃	26人
北条小学校	〃	432人	大栄小学校	〃	427人
北条中学校	〃	117人	大栄中学校	〃	83人

計 1,527人

6 月 行 政 報 告

＝生涯学習課＝

1 第 1 回人権同和教育推進指導員会議について

5 月 23 日、役場大栄庁舎第 2 会議室において第 1 回人権同和教育推進指導員会議が開催され、9 月から 11 月の間開催される、平成 24 年度の小地域懇談会の内容につき検討し、参加者への周知方法等について工夫をする等意見が出されました。また、役員選出が行われ下記のとおり選出されました。

会 長：田熊 誠 氏 副会長：遠藤一義 氏

2 第 1 回部落解放文化祭実行委員会について

5 月 28 日、大栄文化センターにおいて第 1 回北栄町部落解放文化祭実行委員会が開催されました。今年度は開催日が 12 月 8 日・9 日・10 日の予定で開催される予定です。

役員選出が行われ、下記のとおり選出されました。委員会では、開催内容の検討が行われました。

実行委員長：山根ひろ子 氏 副実行委員長：山崎 富男 氏
会 計：中江 人美 氏

3 第 1 回社会教育委員会・公民館運営審議会について

5 月 30 日、役場大栄庁舎第 2・3 会議室において第 1 回社会教育委員会・第 1 回公民館運営審議会が開催されました。

会では、委員長、副委員長の選考が行われた後、平成 24 年度の社会教育計画、社会教育関係事業（社会教育・社会体育・文化・人権・公民館・図書館）の説明を行った後、意見交換を行いました。

意見の中で、多種多様な事業があるがどれだけ住民に周知できるか、どのように周知するかが大切等、意見が出されました。

委員長：三村 章雄 氏 副委員長：山根 和夫 氏

4 「人権擁護委員の日」街頭啓発について

6 月 1 日、東宝ストア由良店と A コープ下北条店街頭において、人権擁護委員 6 名による「人権擁護委員の日」の街頭啓発を行いました。買い物に訪れた方々に啓発パンフレット等を配布し、人権擁護委員の役割、人権相談について啓発しました。

5 「北栄町部落問題をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」審議会の開催について

6 月 19 日、大栄農村環境改善センターにおいて第 1 回「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会」開催しました。

審議会では、会長、副会長の選出の後、松本町長より北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画の見直しにつき、審議会へ諮問が渡されました。

その後、今後のスケジュール、意識調査についての検討が行われました。

会長 田熊 誠 氏 副会長 安田 千秋 氏

6 イカダレース大会第5回実行委員会について

6月19日、大栄農村環境改善センターにおいて、8月5日に開催される「由良川イカダレース大会」の第5回実行委員会が開催され、最終的な要項が決定しました。また、今回、大会をリニューアルする事に伴い、大会名を募集し79作品の応募中、弓原の石宝楓夏さんの「北栄ゆら由良 川くんだり」に決定しました。

7 マラソン大会実行委員会について

6月21日、役場大栄庁舎第5会議室において、第2回マラソン大会実行委員会を開催し、大会の運営につき確認しました。

7月1日（日曜日）に開催する第25回大会には、33都道府県、14カ国から4,806人のエントリーがありました。

8 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

入札日	工事名等	内 容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者		
6/6	すいか・なが いも健康マラ ソン大会テン ト等借り上げ	会場テント 等の設営	2社	1回	2,089,500	納期 7/2
				株式会社 寿テント	1,990,000	
6/11	すいか・なが いも健康マラ ソン大会プロ グラム印刷製 本業務	マラソン大 会プログラ ム印刷製本	2社	1回	776,000	納期 6/30
				山本印刷 株式会社	756,000	

議案第48号

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の一部を改正したいので、
北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成24年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱（平成 23 年北栄町教育委員会訓令第 18 号）一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実績報告の時期)</p> <p>第 8 条 規則第 20 条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金実績報告書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>様式第 4 号（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北栄町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 印</p> <p>北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 付け 第</p> <p>号をもって交付決定通知のあった北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金について、北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績について<u>下記のとおり</u>報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>(実績報告の時期)</p> <p>第 8 条 規則第 20 条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金実績報告書（様式第 4 号）に<u>実績報告書（様式第 5 条）を添えて</u>町長に提出しなければならない。</p> <p>様式第 4 号（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北栄町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 印</p> <p>北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 付け 第</p> <p>号をもって交付決定通知のあった北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金について、北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績について<u>関係書類を添えて</u>報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1 補助金交付額

2 経費の配分実績

事業 種目	事業 費	負担区分			摘要
		町補 助金	自己 財源	計	
計					

(1月の補助金の額は、北栄町職員の給与に関する
条例(平成17年北栄町条例第43号)第11条第2
項第1号の規定による。)

様式第5号(第8条関係)

削除

関係書類

1 実績報告書

2 その他

様式第5号(第8条関係)

実績報告書

住宅の所在地						
住宅の種類						
契約の相手方	住所 氏名					
契約期間	年 月 日～		年 月 日			
家賃支払状況	月	金 額	支 払 日	月	金 額	支 払 日

※ 「家賃支払状況」欄は、通帳の写し等支払状況
のわかる書類の提出をもって報告とすること
ができる。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

議案第49号

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
の制定について

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の一部を改正したいので、北栄
町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成24年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱（平成 23 年北栄町教育委員会訓令第 19 号）の様式第 3 号（第 8 条関係）を次のように改正する。

様式第 3 号（第 8 条関係）
年 月 日
北栄町長 様
申請者 氏名 印
北栄町外国語指導助手通勤費補助金実績報告書
年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった北栄町外国語指導助手通勤費補助金について、北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績について下記のとおり報告します。
記
1 補助金交付額
※ 当該年度に通勤した月数
通勤距離
1 月の通勤費の額
（北栄町職員の給与に関する条例（平成 17 年北栄町条例第 14 号）第 12 条第 2 項の規定による。）

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

議案第50号

北栄町一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町一時保育事業実施要綱の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成24年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

第1条 北栄町一時保育事業実施要綱（平成17年北栄町告示第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">北栄町一時<u>預かり</u>保育事業実施要綱</p> <p>(実施施設)</p> <p>第2条 この事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、社会福祉法人みどり会北条みどり保育園及び北栄町立<u>由良こども園</u>とする。</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第6条 この事業を利用しようとする者は、あらかじめ一時<u>預かり</u>利用登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 利用の必要が生じたときは、その都度一時<u>預かり</u>利用申請書（様式第2号）を前日までに提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない</p> <p>(対象児童)</p> <p>第7条 町長は、前条第2項の申請があったときは、その利用の可否を決定し、一時<u>預かり</u>承諾通知書（様式第3号）又は一時<u>預かり</u>不承諾通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実費弁償金の免除又は減額を受けようとする者は、一時<u>預かり</u>実費弁償金免除</p>	<p style="text-align: center;">北栄町一時<u>保育</u>事業実施要綱</p> <p>(実施施設)</p> <p>第2条 この事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、社会福祉法人みどり会北条みどり保育園及び北栄町立<u>由良保育所</u>とする。</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第6条 この事業を利用しようとする者は、あらかじめ一時<u>保育</u>利用登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 利用の必要が生じたときは、その都度一時<u>保育</u>利用申請書（様式第2号）を前日までに提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第7条 町長は、前条第2項の申請があったときは、その利用の可否を決定し、一時<u>保育</u>承諾通知書（様式第3号）又は一時<u>保育</u>不承諾通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実費弁償金の免除又は減額を受けようとする者は、一時<u>保育</u>実費弁償金免除（減</p>

<p>(減額) 申請書 (様式第 5 号) を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 町長は、前項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその実情を調査の上、一時<u>預かり</u>実費弁償金免除 (減額) 決定通知書 (様式第 6 号) 又は一時<u>預かり</u>実費弁償金免除 (減額) 申請却下通知書 (様式第 7 号) により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(利用決定の取消し)</p> <p>第 9 条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、事業の利用承諾を取り消し、一時<u>預かり</u>終了通知書 (様式第 8 号) により、利用者に通知するものとする。</p>	<p>額) 申請書 (様式第 5 号) を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 町長は、前項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその実情を調査の上、一時<u>保育</u>実費弁償金免除 (減額) 決定通知書 (様式第 6 号) 又は一時<u>保育</u>実費弁償金免除 (減額) 申請却下通知書 (様式第 7 号) により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(利用決定の取消し)</p> <p>第 9 条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、事業の利用承諾を取り消し、一時<u>保育</u>終了通知書 (様式第 8 号) により、利用者に通知するものとする。</p>
---	--

第 2 条 北栄町一時保育事業実施要綱の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「一時保育利用登録申込書」を「一時預かり利用登録申込書」に、「一時保育事業」を「一時預かり事業」に、「一時保育の要件に」を「一時預かりの要件に」に改める。

様式第 2 号中「一時保育利用申請書」を「一時預かり利用申請書」に改める。

様式第 3 号中「一時保育承諾通知書」を「一時預かり承諾通知書」に、「一時保育事業」を「一時預かり事業」に、「利用する保育所の名称」を「利用する保育施設の名称」に改める。

様式第 4 号中「一時保育不承諾通知書」を「一時預かり不承諾通知書」に、「一時保育事業」を「一時預かり事業」に改める。

様式第 5 号中「一時保育実費弁償金免除 (減免) 申請書」を「一時預かり保育実費弁償金免除 (減免) 申請書」に、「一時保育の」を「一時預かりの」に、「利用している保育所名」を「利用している保育施設名」に改める。

様式第 6 号中「一時保育実費弁償金免除 (減免) 決定通知書」を「一時預かり実費弁償金免除 (減免) 決定通知書」に、「一時保育実費弁償金の」を「一時預かり実費弁償金の」に、「利用している保育所名」を「利用している保育施設名」に改める。

様式第 7 号中「一時保育実費弁償金免除 (減免) 申請却下通知書」を「一時預かり実費弁償金免除 (減免) 申請却下通知書」に、「一時保育実費弁償金

の」を「一時預かり実費弁償金の」に、「利用している保育所名」を「利用している保育施設名」に改める。

様式第8号中「一時保育終了通知書」を「一時預かり終了通知書」に、「一時保育の」を「一時預かりの」に、「利用している保育所名」を「利用している保育施設名」に、「一時保育の終了の年月日」を「一時預かりの終了の年月日」に、「一時保育の終了の理由」を「一時預かりの終了の理由」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

議案第 5 1 号

北栄町要保護及び準要保護児童生徒の認定について

次の者を要保護・準要保護児童生徒に認定したいので、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第 5 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 2 4 年 6 月 2 6 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

●平成24年度準要保護等児童生徒認定状況

議案第51号関係 資料

(単位:人)

		申請者					認定					不認定							
		保護者	対前年比較	うち新規者	児童・生徒	対前年比較	うち新規者	保護者	対前年比較	うち新規者	児童・生徒	対前年比較	うち新規者	保護者	対前年比較	うち新規者	児童・生徒	対前年比較	うち新規者
北条地区	平成20年度	24		4	31		4	21		2	28		2	3		2	3		2
	平成21年度	32	8	12	52	21	23	27	6	8	45	17	16	5	2	4	7	4	7
	平成22年度	30	-2	8	43	-9	11	27	0	5	39	-6	7	3	-2	3	4	-3	4
	平成23年度	29	-1	9	44	1	13	21	-6	4	33	-6	6	8	5	5	11	7	7
	平成24年度	24	-5	7	40	-4	10	17	-4	2	28	-5	3	8	0	5	12	1	7
大栄地区	平成20年度	30		8	49		14	26		5	38		6	4		3	11		8
	平成21年度	20	-10	6	34	-15	11	18	-8	4	30	-8	7	2	-2	2	4	-7	4
	平成22年度	24	4	4	34	0	6	21	3	2	29	-1	2	3	1	2	5	1	4
	平成23年度	19	-5	2	25	-9	3	19	-2	2	25	-4	3	0	-3	0	0	-5	0
	平成24年度	20	1	5	25	0	6	17	-2	4	21	-4	4	3	3	1	4	4	2
合計	平成20年度	54		12	80		18	47		7	66		8	7		5	14		10
	平成21年度	52	-2	18	86	6	34	45	-2	12	75	9	23	7	0	6	11	-3	11
	平成22年度	54	2	12	77	-9	17	48	3	7	68	-7	9	6	-1	5	9	-2	8
	平成23年度	48	-6	11	69	-8	16	40	-8	6	58	-10	9	8	2	5	11	2	7
	平成24年度	44	-4	12	65	-4	16	34	-6	6	49	-9	7	11	3	6	16	5	9
	→保留込分	50	2	15	73	4	20												
北条小学校	平成20年度				21		3			19		2				2			1
	平成21年度				33	12	16			29	10	13				4	2		3
	平成22年度				24	-9	7			22	-7	5				2	-2		2
	平成23年度				27	3	11			18	-4	5				9	7		6
	平成24年度				22	-5	7			15	-3	2				7	-2		5
大栄小学校	平成20年度				23		10			16		5				7			5
	平成21年度				12	-11	5			9	-7	2				3	-4		3
	平成22年度				15	3	4			13	4	2				2	-1		2
	平成23年度				11	-4	2			11	-2	2				0	-2		0
	平成24年度				13	2	5			11	0	4				2	2		1
北条中学校	平成20年度				10		1			9		0				1			1
	平成21年度				19	9	7			16	7	3				3	2		4
	平成22年度				19	0	4			17	1	2				2	-1		2
	平成23年度				17	-2	2			15	-2	1				2	0		1
	平成24年度				18	1	3			13	-2	1				5	3		2
大栄中学校	平成20年度				26		4			22		1				4			3
	平成21年度				22	-4	6			21	-1	5				1	-3		1
	平成22年度				19	-3	2			16	-5	0				3	2		2
	平成23年度				14	-5	1			14	-2	1				0	-3		0
	平成24年度				12	-2	1			10	-4	0				2	2		1
合計	平成20年度				80		18			66		8				14			10
	平成21年度				86	6	34			75	9	23				11	-3		11
	平成22年度				77	-9	17			68	-7	9				9	-2		8
	平成23年度				69	-8	16			58	-10	9				11	2		7
	平成24年度				65	-4	16			49	-9	7				16	5		9

議案第52号

区域外就学について

から児童の区域外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立小学校及び中学校の校区に関する規則第5条により委員会の承認を求める。

平成24年6月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

1 区域外就学申立児童名

住 所

氏 名

2 保護者

3 区域外就学申立学校名

4 指定学校名

5 校区外就学期間

平成24年6月20日～平成24年7月31日まで

6 理 由

学期途中の転出のため

【追加議案書】

平成24年第8回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年6月26日(火)
午後2時00分

場 所 北栄町役場大栄庁舎第4会議室

3 議 案

議案第53号 教育委員会事務局職員の人事(出向)について

議案第53号

教育委員会事務局職員の人事（出向）について

教育委員会事務局職員の人事（出向）をしたいので、北栄町教育長に対する
事務委任規則第2条により委員会の同意を求める。

平成24年6月26日 提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

異動（出向：町長部局）する者

北条こども園 主任保育士 濱田 知帆

異動する日

平成24年6月30日

平成24年第3回定例会

一般質問答弁書

一般質問 6月14日・15日

北 栄 町

平成24年第3回北栄町議会定例会
一般質問 質問事項一覧

順序	質問者	質問事項	質問相手
1	14番 阪本 和俊議員	(1) TPP交渉参加に対する町長の姿勢について伺う ・TPP交渉参加に対する農業の町北栄町としての具体的な動きが示されていない。	町長
		(2) 大栄歴史文化学習館にあった文化財の管理について ・大栄側の文化財保管状態は代替え施設としての機能が果たされない。 ・書籍類は大栄図書館で、その他の文化財は子ども達目に触れる場所に展示すべき。	町長
		(2) 大栄歴史文化学習館にあった文化財の管理について ・大栄側の文化財保管状態は代替え施設としての機能が果たされない。 ・書籍類は大栄図書館で、その他の文化財は子ども達目に触れる場所に展示すべき。	教育委員長
		(3) 各課の名称について ・毎年のように変更で戸惑っている。理由を。 ・名前だけの変更で行政改革がスムーズにいくのか。	町長
2	2番 飯田 正征議員	(1) 中学校での武道必修化について ・指導体制と事故防止対策。	教育委員長
3	6番 山下 昭夫議員	(1) やさしいまちづくりについて ・自治会組織とは。 ・災害からの住民の生命・財産を守る取組の考え方。	町長
4	12番 宮本 幸美議員	(1) 北条健康福祉センターの今後の利用について ・健康福祉センターを、なぜ、何の相談もなく休館されたのか。幼稚園の代替え施設としての役割が終われば、また本来の施設として利用されると信じていたのに。	町長
5	3番 前田 栄治議員	(1) 砂丘地の遊休農地対策について ・遊休農地対策をどのように捉え、実践されているか。その成果は。 ・菜の花プロジェクトの強化について。	町長
6	8番 浜本 武代議員	(1) 北栄砂丘まつりについて ・地域の特産物や地域資源を生かし、均衡をとりながら事業展開を。 ・コナンや青山剛昌ふるさと館を砂丘まつりでどれだけアピールし、盛り上げられるか実行委員会で検討されている。 ・会場は北条オートキャンプ場周辺で固定化しては。	町長
		(2) 地域づくりについて ・ヘルスプロモーション研究センター岩永先生による「健康づくりは町づくり」の手法を町全体に広げるため、毎年、全町民対象に研修を行ってみてはどうか。	町長

7	13番 石丸 美嗣議員	(1) 体育施設の管理 ・大誠体育館の屋根の修繕はいつ実施されるのか。 ・中学校前の野球場のバックネットは支柱の腐食が進み補修が必要と思われるが、管理者は確認しているか。	町長 教育委員長
		(1) 体育施設の管理 ・大誠体育館の屋根の修繕はいつ実施されるのか。 ・中学校前の野球場のバックネットは支柱の腐食が進み補修が必要と思われるが、管理者は確認しているか。	
		(2) 部落解放文化祭について ・部落解放文化祭はどのようになれば補助金を打ち切るのか。	町長
8	1番 奥田 伸行議員	(1) 北栄農業経営塾（農業経営者の育成を） ・農業の現状、課題、展望、販売戦略までを手掛ける、農業経営者を育成する「農業経営塾」を展開してはどうか。	町長
9	10番 長谷川昭二議員	(1) 由良駅周辺の防音対策について ・由良駅周辺の防音対策として防音壁の設置を。	町長
		(2) 危険建物の撤去について ・処理が住民の中で問題視されている。（JR、県道、通学路） ・建物管理者への撤去要請。 ・管理者への撤去命令や町による撤去ができる条例の整備を。	町長
		(3) 介護保険料の軽減対策について ・保険料の大幅な引き上げを軽減するために、一般会計から繰り入れを行わないか。	町長
10	9番 池田 捷昭議員	(1) 行政改革と町の将来像を町民に示しては ・今まで実行した行革の検証と今後の行革の姿勢は。 ・「中部はひとつ」へのアウトラインを示されては。 ・経営型の行革のため職員の意識改革が求められるが。 ・本町の将来像を町民に示されては。	町長
		(2) 東保育所跡地の農業振興拠点活用について ・東保育所跡地の農業振興拠点としての活用について。	町長
11	4番 井上信一郎議員	(1) 自主防災組織連絡協議会の設置を ・組織率が上がらない原因は、高齢化や昼間の要因不足のため、近隣の組織の連絡を密に。 ・消防団などとの連携を。 ・自主防災組織連絡協議会を設置すべき。	町長
		(2) 住宅用火災警報器の完全設置について ・各家庭への早急な取り付けを。 ・北栄町の設置率は。	町長
	計 11人	計 19 問	

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	1 - 2 番	質問議員名	阪本和俊議員 (14 番)
質問事項 (質問要旨)	大栄歴史文化学習館にあった文化財の管理について ・大栄側の文化財保管状態は代替え施設としての機能が果たされていない。 ・書籍類は大栄図書館で、その他の文化財は子ども達の目にふれる場所に展示すべき。		
答 弁 者	町長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

次に、大栄歴史文化学習館に収蔵されていた大栄地区の文化財の管理についてでございます。

大栄歴史文化学習館に収蔵されておりました文化財、歴史資料の管理経緯につきましては、昨年の9月定例議会における阪本議員のご質問でお答えさせて頂いた所でございますが、改めて経緯の説明並びに現状のご説明をさせていただきます。

大栄地区の文化財、歴史資料につきましては、平成18年10月までは大栄歴史文化学習館で収蔵、一部展示されていたところでございます。

青山剛昌ふるさと館改装事業に伴い、館内の収蔵物は東亀谷集会所他5カ所に分散収蔵していましたが、当時の収蔵状態は整理された状況になく、

また希望者の見学にも対応できる状態ではありませんでした。その後、平成21年度の緊急雇用創出事業の「歴史民俗資料移転整理事業」により、

棚等を整備し資料の展示整理を行い、収蔵品を利活用できる状態としたところでございます。

現在、見学対応できる施設として東亀谷集会所横体育館を、見学希望者用に「北栄町歴史民俗資料館 民俗資料展示室」として整備、図書等の郷土資料は大栄小学校2階の太陽の教室で棚を組み収蔵、世界の貝殻については、北条歴史民俗資料館に収蔵し、企画展示等で活用してきたところがあります。

さらに、町民の皆さんへは、広報北栄の文化ページ「温故知新」で民具紹介をシリーズ化するなど、周知に努めている所でございます。

そして、小学校へは社会科授業の学習教材として活用して頂くよう、収蔵リストを配布している所でございます。

大栄地区の文化財の保管状態は、代替え施設としての機能が果たされていない。とのご指摘でございますが、現実問題として、文化財・資料を展示するために、新たな施設を設ける事は、既に歴史民俗資料館として1施設があり、同類の施設を新たに設置するのは、財政上困難であろうかと考えます。

しかし、議員おおせのとおり、住民の方から寄贈して頂いた郷土の歴史を語る民俗資料、郷土資料は、特に本町の次代を担う子どもたちが郷土を知る上からも大切に保存し、さらに活用して行く事が肝要と考えております。

す。

今後は、これら5156点の大栄地区の文化財資料を、町文化財保護委員さん等の協力を得て、文化財的、あるいは歴史的価値、保存状態等精査した後、寄贈者に確認を取りながら返却あるいは廃棄処分も含めて整理し、整理後は民具等の民俗資料は、一部を大栄小学校2階の太陽の教室で展示し、子どもたちが何時でも見られるようにし、また、現在太陽の教室に収蔵しております書籍等の図書郷土資料は、図書館で保管管理し、希望者へ供覧出来るように対応する事も考えております。

さらに、民具等歴史資料を広く住民の方に見て頂くため、北条歴史民俗資料館の年間企画展示の一企画としても展示したいと考えています。

何れにしましても、郷土の先人の暮らしぶり、歴史を物語る資料として利活用を図っていきたいと思います。

【想定追求質問】

◆資料を整理する際の文化財的、あるいは歴史的価値の判断はどのように考える？

・判断は、町文化財保護委員に委ねたいと思うが、判断基準としては以下のとおり考える。

1)町の歴史、生い立ちを伝承する価値があるか。

2)町の歴史、文化に直接の関係は無くても希少価値があるか。

3)図書等の刊行物であれば、時代背景を探る価値があるか。

4)複数の同様の資料がある場合は、保存状態の良いものを2点とする

◆民具を小学校に展示した場合、展示替え等を行うのか？

- ・小学校には、社会科の授業にも対応できるような、昔の生活の様子をあらわすもの(農具・生活民具)を主に展示する。

◆今後民具等の寄贈希望があった場合の対応は？

- ・現在の文化財等歴史資料収集保存状態を勘案するとともに、基準を基に対応をして行く。

◆特に大栄地区の歴史資料、文化財の保存が出来ていないと思うが、教育委員長としてどのように思うか？

- ・北条地区は、平成元年に建設された北条歴史民俗資料館に書籍、古文書、民具等が比較的整理保存されている。以前大栄地区はその点保存状態は良くなかったように感じる。今後は、北栄町と整理し管理して行く。

(参考資料)

- ・北栄町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例・運営規則
- ・大栄地区民俗資料等文化財管理経緯資料
- ・中部他市町村の民俗資料管理状況
- ・収蔵品分類表(大栄・北条)

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	1－2番	質問議員名	阪本和俊議員（14番）
質問事項 （質問要旨）	大栄歴史文化学習館にあった文化財の管理について ・大栄側の文化財保管状態は代替え施設としての機能が果たされていない。 ・書籍類は大栄図書館で、その他の文化財は子ども達の目にふれる場所に展示すべき。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

阪本議員のご質問にお答えします。

大栄歴史文化学習館に収蔵されていた文化財、歴史資料につきましては、先ほど町長の答弁でありましたとおり、各所に収蔵整理し、見学希望者には対応出来る状態であります。

さらに、これら文化財を広く紹介をするため広報北栄で民具紹介、小学校へは社会科授業の学習教材として活用して頂くよう、収蔵リストを配布しているところでございます。

大栄歴史文化学習館に収蔵されていた文化財歴史資料は、農具・生活用品等の民具類が1099点、年中行事・冠婚葬祭類が239点、書籍・古文書類が2327点、世界の貝殻類等その他が1491点で、総数が5156点ありますが、議員のご指摘の、文化財はもっと身近にあるべきとの点につきましては、先人の暮らしぶり、町の歴史を伝える貴重な資料であり、文化財がより身近に接することが出来るということは、よりふるさと

を知り、ふるさとに愛着をもつという観点からも重要な事と思います。

今後の方向としましては、現在の収蔵品を町文化財保護委員等により再度精査、整理した後に、町の将来を担う子どもたちが、学習の中で実際に見て郷土の歴史を学んでいくために、大栄小学校の「太陽の教室」に農具、生活用具などの学習に関連した民具等を常設展示し、図書類は図書館で管理し、希望者へ供覧出来るようにしてみたいと考えております。

さらに、東亀谷集会所横民俗資料展示室で展示する民具等には、説明文を付けるなどして、一層の整備を進めたいと考えており、また、北条歴史民俗資料館の企画展でも、収蔵品展などで展示するなど、利活用を図りたいと思います。

以上でございます。

【想定追求質問】

◆資料を整理する際の文化財的、あるいは歴史的価値の判断はどのように考える？

・判断は、町文化財保護委員に委ねたいと思うが、判断基準としては以下のとおり考える。

- 1)町の歴史、生い立ちを伝承する価値があるか。
- 2)町の歴史、文化に直接の関係は無くても希少価値があるか。

3) 図書等の刊行物であれば、時代背景を探る価値があるか。

4) 複数の同様の資料がある場合は、保存状態の良いものを2点とする

◆民具を小学校に展示した場合、展示替え等を行うのか？

- ・小学校には、社会科の授業にも対応できるような、昔の生活の様子をあらわすもの(農具・生活民具)を主に展示する。

◆今後民具等の寄贈希望があった場合の対応は？

- ・現在の文化財等歴史資料収集保存状態を勘案するとともに、基準を基に対応をして行く。

◆特に大栄地区の歴史資料、文化財の保存が出来ていないと思うが、教育委員長としてどのように思うか？

- ・北条地区は、平成元年に建設された北条歴史民俗資料館に書籍、古文書、民具等が比較的整理保存されている。以前大栄地区はその点保存状態は良くなかったように感じる。今後は、北条町と整理し管理して行く。

(参考資料)

- ・北条町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例・運営規則
- ・大栄地区民俗資料等文化財管理経緯資料
- ・中部他市町村の民俗資料管理状況
- ・収蔵品分類表(大栄・北条)

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	2 番	質問議員名	飯田 正征 (2 番)
質問事項 (質問要旨)	中学校での武道必修化について ・指導体制と事故防止対策 ※今年度から実施される中学校の新学習指導要領で武道とダンスが必修化される。武道について、保護者から事故を心配する声もある。指導経験のない教員もいると考えるが、北栄町での指導体制と事故防止対策について伺います。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	教育総務課

[答弁要旨]

飯田議員のご質問にお答えします。

平成21年度から3年間の移行期間を経まして、平成24年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施となりました。このたびの改訂の基本的な考え方は「生きる力」・「豊かな心・健やかな体」の育成及び「思考力・判断力・表現力等」の育成に重点をおくというものです。教育内容の主な改善事項としましては、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語活動の充実などがございます。

この中の、伝統や文化に関する教育の充実のひとつとしまして、保健体育科に武道の必修化が盛り込まれました。武道を学ぶことにより、伝統的な考え方などを理解することが期待され、また相手の動きに応じて対応する中で、相手を尊重する態度がはぐくまれることも期待できるからです。

武道は「柔道」「剣道」「相撲」の中から選択することになっておりますが、この選択は教育課程編成の中で、校長が定めるものと学校管理規則に規定しております。本町の北条中学校・大栄中学校ともに、柔道を選択しております。

この「柔道」ですが、議員がおっしゃるとおり「危険ではないのか」といった不安の声もありますが、指導体制を整備し、生徒の状態をしっかりと把握し、無理がない指導計画に基づき、安全に十分配慮して進めていけば、事故を回避できるものと考えております。

まず、本町の指導体制についてでございますが、両中学校にはそれぞれ2名の体育の教師が配置されております。学校体育の中で、柔道を教える条件は、体育の教員免許があれば良く、段位の取得は関係ありません。

ただ、大栄中学校の2名は、それぞれ2段と初段を取得しております。また、北条中学校の2名は、2段の者と免許取得のために履修した者で、柔道に対しての知識は十分にあるものが指導にあたります。

また、全員が中学校における柔道の指導経験もあり、武道の必修化に伴う研修会にも参加してまいりました。特に、昨年度開催された県教育委員会主催の研修会は事故防止に特化した研修会であったと聞いております。

次に指導方法についてですが、両校ともに、男女別に指導を行ないます。ただ、武道場が1ずつですので、男子が柔道なら、女子は球技というようにカリキュラムをずらして武道場を使用し、それぞれ1名の教師で指導するようにしております。開始時期及び各学年の指導時間数については、北条中学校が12月から全学年が8時間ずつ、大栄中学校が1月から全学年が10時間ずつと計画しております。

また、実際の指導にあたりましては、平成24年3月に文部科学省スポーツ・青少年局より出されました「柔道の授業の安全な実施に向けて」のガイドブックによる、①生徒の体調等に注意すること ②多くの生徒が「初心者」であることを踏まえた段階的な指導をすること ③「頭を打たない・打たせない」ための「受け身」の練習をしっかりとすること ④かため技では抑え技のみであり、絞め技や関節技は指導しないこと ⑤しっかりと受け身を身に付けさせたうえで、生徒の状況にあった投げ技の指導をする

ことなどの具体的な留意点や、同時期に鳥取県教育委員会が配布しました「中学校武道必修化のための柔道・剣道指導資料」に記載されている具体的な指導点に注意しながら実施をいたします。

次に、施設設備の環境面ですが、両校とも専用の武道場が敷地内にあります。専用の武道場であるため、畳がずれたりすることの心配はありませんが、授業の開始前には、畳の破れがないことや畳に隙間や段差がないことなど安全確認をしっかりとるようにします。

また、大栄中学校の武道場では、畳の下に敷いてあるマットが老朽化したため、夏休み中に交換する予定にしています。

このように、指導の面と環境面において、事故防止には十分留意してまいりたいと考えております。併せて、事故発生時の応急処置や緊急連絡体制などについても、学校内で十分な情報共有をするための協議を行なっているところでございます。

(参考資料)

- ・ 柔道の授業の安全な実施について（文部科学省）
- ・ 学校からの調書
- ・ 学習指導要領等の改訂のポイント
- ・ 県内の武道の実施予定状況
- ・ 保健体育科における武道導入の経緯

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	7 - 1 番	質問議員名	石丸美嗣議員 (13 番)
質 問 事 項 (質問要旨)	①体育施設の管理について ・大誠体育館の屋根の修繕はいつ実施されるのか。 ・中学校前の野球場のバックネットは支柱の腐食が進み補修が必要と思われるが、管理者は確認しているか。		
答 弁 者	町長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

石丸議員のご質問にお答えします。

まず、体育施設の管理についてで、大誠体育館の屋根の修繕はいつ実施されるのかとの御質問でございます。

本件につきましては、昨年の9月定例議会の議員の一般質問でお答えさせて頂いたとおり、大誠体育館は昭和39年の建設物で、町内の体育館としては最も古く、築48年が経過しており、幸いにも、今現在雨漏り等の不具合を利用者等から聞いておりませんが、行財政改革プランの検討事項にもございまして、体育館の廃止の対象施設となっており、類似施設の整理の中で検討する施設であると考えております。

ただ、大誠体育館は平成23年度利用実績として22団体、363件、4,241人の方が利用されていることから、いつまで使用に耐えうるか心配なところではあります。施設管理先である北栄スポーツクラブによる維持管理を行いながら、可能な限り使用して行きたいと考えております。

次に、中学校前の大栄運動場のバックネットの管理についてでございますが、ここは、昭和53年に大栄地区の野球場として設置され、各種野球大会、ナイターリーグ等で使用されてきましたが、平成6年に大栄ナイター野球場施設が完成したため、現在では大栄野球育成会が主に練習に使用しております。使用頻度は年間約90回程度で、全体としても100回程度の使用であります。

バックネットの状況は、昨年10月に北栄スポーツクラブが既に状況を確認し、横方向へ鋼管を渡し、バックネット裏側の支持力のある支柱を連結し総持ちで荷重を分散するように施工したところでございます。

その後、1月23日に町が実施しました定期点検時に、横方向の補強に加え、縦方向も補強した方がより安全対策となると判断、北栄スポーツクラブと現場協議の結果、縦方向にもコンクリート基礎を施し、鋼管5本を横方向の補強材と連結したところでございます。

これらは、根本的な修繕補強ではありませんが、4月3日、22日に各所で被害が出た暴風の際、22日に現場で状況を確認しております。

バックネットが暴風を受けた状況は、全体が多少しなっている状態であり、補強部分も含め支柱、金網全体で荷重を受けている状況でありました。

対応といたしましては、当面は現況のまま使用し、今後、施設管理者の北栄スポーツクラブと、体育施設の利用形態を検討する中で対応を図って

いきたいと考えております。

以上でございます。

【想定追求質問】

◆大誠体育館は、現在でも 4,000 人以上の利用者があるが、廃止された場合、受け皿はあるのか？

・現在町内には学校施設も入れて 10 の体育館がある。9 となった場合でも収容できる能力はある。ただし、グループ間の利用日の調整や、場所の制約等は生じるが、現在の財政状況のなか、類似公共施設の集約化は致し方ない所。しかし、今後のスポーツ振興を考えた施設のあり方を考えていく必要はあると思う。

◆教育委員長は答弁で実施すると言った。公約違反では？

・利用者が多く、少しでも良い状態で使って頂きたいとの事からの発言だと思う。ただ、財政的な措置が必要であり最低の 5 年補償塗装でも約 500 万円が必要。現在雨漏りもない事から現状で使用して頂きたい。

◆補強材を設置する際、強度的な判断はどうしたのか？

・正式な強度設計は行っておりませんが、町内の鉄鋼業者に現場を確認して頂き、その意見を参考に補強材の設置を行った。

◆暫定的な補強と言う事だが、想定外の強風で倒壊する事はないのか？

・今後経年劣化で強度は落ちていくと思う。今後長期に使用できるもので

はないと思われるため、北栄スポーツクラブ、生涯学習課の施設定期点検の際に特に注意を払い、時期、状況を見て撤去、必要であれば代替え施設の検討も必要と思う。

◆ もし解体したとして、その後の対応は？

・解体後バックネットを新設するのか、利用者はどうするのかという点につきましては、解体を要する段階となった時点の利用状況、形態を勘案し経判断したい（バックネット新設費用約400万円：簡易型）

（参考資料）

- ・北栄町行政改革プラン(生涯学習課個別事業の見直し関係)
- ・H23・社会体育施設利用状況
- ・町社会体育施設(体育館)一覧
- ・県下の体育施設一覧表
- ・バックネット解体設置見積もり

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	7 - 1 番	質問議員名	石丸美嗣議員 (13 番)
質問事項 (質問要旨)	①体育施設の管理について ・大誠体育館の屋根の修繕はいつ実施されるのか。 ・中学校前の野球場のバックネットは支柱の腐食が進み補修が必要と思われるが、管理者は確認しているか。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

石丸議員のご質問にお答えします。

1 点目の、大誠体育館の屋根の修繕についてでございます。

昨年の 9 月定例議会で議員の大誠体育館に関する一般質問に対する答弁で、大誠体育館はかなりの利活用があるためにしばらくはこのまま続けていきたい、屋根のさび等につきましては早急に修繕させていただこうと考えている。と、お答えいたしました。

これは、現実として多くの利用者があり、出来る限り長持ちをさせ、継続使用して行きたいとの思いから答弁いたしました。

実際に見積もりをとり、検討してみたところ、一昨年大栄体育館、北条体育館、勤労者体育センターで実施しましたものと同様の防水処理塗装で、1 0 5 1 万円、簡易なさび止め、2 度塗り塗装でも 4 9 0 万円もの費用がかかるとのことでありました。

答弁させていただいた時の私の思いとしましては、ただペンキを塗るくらいの簡易な修繕と考えておりましたが、実際の費用と大きな開きがあり

ました。

大誠体育館は本町の行財政改革プランにおいて廃止対象施設として検討を要する施設であり、今後、高額な修繕費用を計上して維持管理して行くことは困難であるところから、現状で出来る限り利用して頂き、使用に支障をきたす状態となった段階で、廃止の選択をしなければならないものと考えています。

ただ、平成23年度においても4,241人の方が利用されておりその利用者が廃止後には、どのような利用形態となるのかなど今後、北栄スポーツクラブと協議したいと考えます。

次に、中学校前の野球場のバックネットの状況でございますが、支柱の腐食等状況は、北栄スポーツクラブ、生涯学習課の定期施設点検時に確認しており、既に鋼管で補強措置をしているところでございます。

このバックネットが設置してある大栄運動場の使用形態は、現在大栄野球育成会の練習が主であり、当然バックネットに荷重がかかる強風時には使用はないものと思いますが、現在の対策は根本的な修繕補強対策ではなくあくまでも暫定的な措置であります。

当面、現状で使用し定期的に実施しております北栄スポーツクラブ、生涯学習課による施設点検で特に注意を払い、腐食の状況により危険と判断すれば解体撤去を行いたと考えます。

以上でございます。

【想定追求質問】

◆大誠体育館は、現在でも 4,000 人以上の利用者があるが、廃止された場合、受け皿はあるのか？

・現在町内には学校施設も入れて 10 の体育館がある。9 となった場合でも収容できる能力はある。ただし、グループ間の利用日の調整や、場所の制約等は生じるが、現在の厳しい財政状況のなか、類似公共施設の集約化は致し方ない所。しかし、今後のスポーツ振興を考えた施設のあり方を考えていく必要はあると思う。

◆補強材を設置する際、強度的な判断はどうしたのか？

・正式な強度設計は行っておりませんが、町内の鉄鋼業者に現場を確認して頂き、その意見を参考に補強材の設置を行った。

◆暫定的な補強と言う事だが、想定外の強風で倒壊する事はないのか？

・今後経年劣化で強度は落ちていくと思う。今後長期に使用できるものではないと思われるため、定期点検で注意深く観察し時期、状況を見て撤去、必要であれば代替え施設の検討も必要と思う。

◆解体後の対策はどう考える？

・解体後バックネットを新設するのか、利用者はどうするのかという点につきましては、解体を要する段階となった時点の利用状況、形態を勘案し

新設するか、用途変更(学校施設として駐車場・広場等)とするのか、利用者が現行並みにあれば、バックネットの新設あるいは野球場の共有利用等検討したい。

(参考資料)

- ・北栄町行政改革プラン(生涯学習課個別事業の見直し関係)
- ・H23・社会体育施設利用状況
- ・町社会体育施設(体育館)一覧
- ・県下の体育施設一覧表
- ・バックネット解体設置見積もり

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	7 - 2 番	質問議員名	石丸美嗣議員 (13 番)
質 問 事 項 (質問要旨)	・部落解放文化祭について 部落解放文化祭はどのようになれば補助金を打ち切るのか。		
答 弁 者	町長	担当課	生涯学習課

[答弁要旨]

続いて、部落解放文化祭についてでございます。

一部の住民から地区で自主的に開催した方が良いとの意見が聞かれる、どのようになれば補助金を打ち切られるのか。というご質問でございますが、本年3月定例議会で池田議員から類似の趣旨のご質問を頂き、答弁させていただいたところでございますが、そもそも各自治会で開催される文化祭と、地区で開催される部落解放文化祭は開催趣旨、目的が違い、各自治会で取り組まれる文化祭は、そこに住む地域住民の方が、日頃の文化活動等の成果の発表と地区民の相互の交流・親睦を深める事を目的として開催されており、一方部落解放文化祭は人権・同和問題の正しい認識を広げ全ての人々の人権が尊重される社会の実現を図るために、意見発表や学習の成果展示等を行うものです。

町としましては、そういう背景のもと人権・同和問題の啓発事業と位置付け、実行委員会へ補助金11万円の予算を交付しているところでござい

ます。

この部落解放文化祭に対する町の補助金が、どのような状況となれば打ち切られるのかという事ではありますが、先ほど申しましたとおり、部落解放文化祭は全町に向かって発信する、人権・同和問題の啓発事業としてとらえております。

地区に限定した文化祭として行うのであれば、当然対象から外さなければいけません。全町的な取り組みとして実施されるのであれば、今後も継続されるものと考えます。

ただし、現在の名称、実施方法等は実行委員会、あるいは、今年度実施いたします「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」の見直しのなかで、協議検討を行い、今年度中に方針を決定する所となります。

【想定追求質問】

◆現在の解放文化祭は、地区限定的に行われているように思う。地区の一部の人もそういう思いだ。全町的な啓発事業ではないのではないか？

・部落解放文化祭の主たる内容は、日頃の人権学習の成果を発表(地区の小中学生が地区学習会の成果、小学生が学年で人権劇、中学生の意見発表、高校解放研の発表、社会人研修報告など)する事で、人権意識の高揚、啓発

広く全町にアピールしている。

さらに、広報等で事前の周知、事後の報告などを行い全町的に啓発している。

◆全町的な取り組みであれば、実行委員会委員に地区外自治会関係があっても良いのでは？

・今年度は、全町的に一般公募を行い公募委員が2人入っている。

◆11万円の補助金が付けてあるが、11万円の根拠は？

・実績として必要な費用を積算した結果（意見発表の報償費、昼食の食糧費等）ちなみに昨年実績で、1万4730円返還している。

(参考資料)

- ・部落解放文化祭隣接町の取り組み状況
 - 琴浦町＝各文化センターごとに実施、同日開催ではない。
 - 湯梨浜町＝各文化会館ごとに実施、同日開催。
 - 倉吉市＝未来中心で講演会、各文化会館ごとに意見体験発表・展示。

平成 24 年度 サマースクール ～まなびの広場～

北栄町教育委員会

1 ねらい

- ・夏休みにおいて学習習慣を持続させるとともに、講師や先輩のアドバイスや指導を受けることで学習内容や学習方法を学び、意欲を持って学習にのぞめるようにする。
- ・地域の人とふれあうことで、地域の一人としての自覚を深めるとともに、地域の人が指導される様子から、自らの生き方についても考える機会とする。

2 対象 小学校 児童（定員 各 40 名）

3 期日

北条地区	大栄地区
7月24日（火）～7月27日（金）	7月24日（火）～7月27日（金）
7月31日（火）～8月3日（金）	7月31日（火）～8月3日（金）
8月7日（火）～8月8日（水）	8月7日（火）～8月8日（水）
計10日間	計10日間

4 時間

午前10:00～11:30

5 場所

北条地区	大栄地区
北栄町中央公民館 大研修室	北栄町図書館 研修室

6 講師

- ・教職経験者
- ・大学生

7 内容

- ・各児童が学習教材を準備して学習をすすめ、質問があれば講師に訊く。
- ・講師は、児童の質問に答えたり、様子を見て、適宜、助言や指導をしたりする。

平成24年度 教育行政評価 項目一覧

小項目	番号	具体的な目標	関連する平成24年度実施予定事業
1 乳幼児が安心して、すくすく育つ家庭や地域	①	就学前教育の充実へのシステムづくり	・認定子ども園における幼児教育に関する指導の実施
	④	家庭教育の充実	・子育て学習講座の実施（認定子ども園と保育所） ・家庭教育12ヶ条の推進事業
	⑦	地域で育てる教育の充実	・同日公開参観日の実施
2 地域での活動や地域人材の活用で、町の自然や歴史、文化、人を学び、町に愛着を持つ子ども	①	地域との連携を深め特色ある教育活動の推進	・職場体験学習（ワクワク） ・サマースクール（夏休み中の勉強会） ・ゲストティーチャーの招聘（地域人材の活用）
	④	町の自然や歴史に触れ合えるイベントの開催	・歴史文化探訪ウォークの実施 ・ウォーキングのまち北栄町推進事業
	⑥	地域の教育力の向上を目指す取り組み	・地域子ども教室（子どもほくえい塾）の実施 ・青少年地域活動事業（体験事業）
3 仲よく遊び、学び、他人の気持ちを思いやる心根を持つ子ども	①	保・幼・小・中の連携の充実	・教員の人事交流 ・町学校教育研究協議会 ・レインボープラン（大栄小中・中央育英高校） ・ドリームプロジェクトX（北条小・中） ・学びと指導の創造事業（北条小中）
	③	いじめ・不登校問題に対する学校の危機管理体制の充実	・中学校での心の教室相談事業の実施 ・いじめ対策のためのQ-U実施・要保護児童対策地域協議会の取り組み
4 子どもが意欲を持っていきいき学び、基礎・基本を身につける学校教育	①	学校教育の充実	・少人数学級の推進 ・学びと指導の創造事業（北条小中） ・ICT教育活動支援員の配置
	⑧	特別支援教育の充実	・特別支援教育補佐員の配置
5 人権を尊重する気運が社会に根付き、豊かな人間性や社会性を身につけた人があふれる町	②	生涯学習の推進	・社会教育講演会の開催（宝くじ文化講演） ・生涯学習出前講座提供事業
	③	人権同和教育の推進	・人権の花運動の実施 ・人権同和教育小地域懇談会の開催 ・小中学生の地区学習会の開催 ・部落解放文化祭の活動補助金
	④	人権尊重まちづくりの推進	・人権フェスティバルの開催 ・人権同和教育事業所研修の実施
6 学習やスポーツに積極的に参加し、文化や芸術に親しみ、心身ともに健康で、自らの夢を実現させる人があふれる町	⑥	地域住民の健康増進	・指定管理者北栄スポーツクラブによる各種スポーツ大会の実施 ・歴史文化探訪ウォークの実施 ・ウォーキングのまち北栄町推進事業 ・訪問型ニュースポーツ体験事業（おじゃまします！体育指導員です）
	⑦	公民館活動の推進	・公民館講座の充実（・民芸実習館活用講座・シニアクラブ ・男性講座 ・女性講座 ・自治会生涯学習部長研修） ・北栄文芸の編集発行 ・由良川イカダレース大会の開催 ・美術展の開催 ・公民館まつりの開催 ・文化教室等の成果還元活動推進 ・文化団体連絡協議会の活動支援 ・指定管理者まちづくりネットによる大栄分館の管理及び各種事業の実施
	⑧	図書館活動の推進	・図書館まつりの開催 ・「源氏物語を読む」講座 ・「福本和夫を識る」講座・図書館情報システムの活用・ブックスタート事業・お話し会の開催・ビデオ鑑賞会の開催

受教総学第 69 号
平成24年5月30日

北栄町立大栄中学校
校長 鳥山 秀穂 様

北栄町教育委員会
教育長 岩垣 博士

原・瀬戸自治会通学路の変更申請について（回答）

平成24年4月6日付発大栄中第3号により大栄中学校長から申請のあった原・瀬戸自治会からの要望に基づく通学路変更については、平成24年4月26日開催第6回教育委員会定例会及び平成24年5月28日開催第7回教育委員会定例会において、申請の趣旨及び過去の経過、また、申請前後の通学路の道路等の状況を現地において確認した結果、危険であると判断しましたので、その旨回答します。

記

変更しない理由

- 1 過去に危険であると判断した回答（平成20年8月25日付発北教総第160号）以降道路の状況が変化していない。
- 2 県道倉吉由良線の歩道のない個所の通行は、道路幅が十分ではないこと、その区間が長いこと、また、周辺の交通量及び自動車制限速度の状況から通行は危険であると判断した。
- 3 県道倉吉由良線の歩道のない個所の道路及びその前後の歩道部分の道路構造が次のとおりであり、自転車の運転操作上危険であると判断した。
 - (1) 路面について凸凹の段差がある。
 - (2) 歩道から車道への道路面の傾斜が急であり、かつ、出口の縁石幅が狭く車道へはみ出す可能性が高い。
- 4 現在の通学路は、道路が急な傾斜の部分はあるが、要所には街灯やカーブミラーも整備され、また、六尾部落内を通行することで地域の見守りができ、変更申請のあった道路と比較した場合には安全であると判断した。

※ ただし、現在の通学路のすべてが安全ということではなく、生徒の自転車通行に対する指導、注意喚起及び不審者等に対する見守り活動は引き続き行っていくことが必要である。

一時預かりのしおり

北栄町 教育総務課
子育て支援室
Tel 37-5870

1. 事業内容

1週間に3日を限度としてお預かりいたします。(緊急時以外は予約制とします。)

2. 場 所

由良こども園 北栄町由良宿1802-1 Tel 37-2203
北条みどり保育園 北栄町江北484-3 Tel 36-4213

3. 保育時間および対象児童

月曜日～土曜日 1日 8:00～17:30 (※特別な事情がある時はこの限りではない)

半日 午前 8:00～12:30 午後 12:30～17:30

※満3ヶ月～小学校就学前 保育所(園)に通っていない児童に限ります。

※園の行事等によりご利用できない場合がございます

4. 利用の申し込み

- ・役場へ 「一時預かり利用登録申込書」を提出してください。
- ・各園へ

利用される方は、原則3日前までに直接申し込んでください。(緊急の場合、当日でも可)

当日は「一時預かり利用申請書」を利用される園へ提出してください。

利用前に園で面接をさせていただきます。

5. 利用料 毎回利用時にお支払いください。

区 分	1 日	半 日	備 考
3歳未満児	2,000円	1,000円	児童一人当たり
3歳以上児	1,500円	800円	〃
土曜日と同じ金額となります。			

※年度途中に3歳に達した場合においても、3歳未満児の利用料となります。

6. 給食

- ・給食を必要とする場合は、1日の利用料となります。
- ・土曜日の利用は給食がありませんので、弁当・お茶を持参して下さい。
- ・3歳以上児が給食を食べる場合は、白ご飯(由良・みどり園)とお箸(由良のみ)を持参して下さい。

7. 健康安全

- ・熱がある時、伝染性の病気の時、薬を持参しないといけない時はお預かりできません。
- ・朝、体温を計り、健康状態を把握して登園させて下さい。
- ・保育中に発熱(37.5度以上)など、体調の変化が見られるときは連絡します。

7. その他

- ・利用されない時は、必ず9時までに連絡して下さい。
- ・服装は自由ですが、脱いだり、着たりしやすいものをお願いします。
- ・着替えの準備と持ち物すべてに名前を書いておいてください。
- ・午後の保育、一日の保育を希望される時は、午睡用の布団を持参してください。
- ・必要に応じて、汚れ物袋・帽子・食事用エプロン・おしり拭き・ティッシュを持参下さい。

北栄町一時預かり事業の流れ

平成24年6月4日作成

☆ 一時預かり事業とは？

○合併前の北条町・大栄町で一時保育事業実施

H21年の児童福祉法の改正に伴い、法に基づく事業となる。

開始時、都道府県に事業開始の届け出が必要

○児童福祉法第6条の2の7項に基づく事業

第6条2の7項

「この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが、一時的に困難となった乳幼児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。」

☆北栄町 一時預かり事業開始

○事業開始年月日 平成21年4月1日

○施設の名称 北栄町立由良保育所 (現由良こども園)
社会福祉法人みどり会 北条みどり保育園

○事業内容

「緊急に家庭での保育が困難となる場合に、一時的に保育サービスを実施する。

対象児童は、満3ヶ月から小学校就学前の保育所(園)に通っていない児童とする。」

※詳細は「北栄町一時保育事業実施要綱」に基づく 別紙参照

「一時預かりのしおり」参照

北栄町一時預かり実施状況

由良保育所					北条みどり保育園				
年 令	利用日	H21年度	H22年度	H23年度	年 令	利用日	H21年度	H22年度	H23年度
0歳児	半日	6	4	6	0歳児	半日	0	0	5
	1日	13	33	9		1日	1	9	17
1歳児	半日	69	6	24	1歳児	半日	3	4	0
	1日	114	17	20		1日	8	64	0
2歳児	半日	17	5	18	2歳児	半日	3	2	0
	1日	59	20	17		1日	0	17	37
3歳児	半日	5	14	2	3歳児	半日	1	1	1
	1日	34	12	46		1日	3	19	12
4歳児	半日	0	0	1	4歳児	半日	0	0	0
	1日	7	18	29		1日	0	0	0
5歳児	半日	2	0	0	5歳児	半日	0	0	0
	1日	32	0	0		1日	0	0	0
小計	半日	99	29	51	小計	半日	7	7	6
	1日	259	100	121		1日	12	109	66
合計		358	129	172	合計		19	116	72

※希望理由 = 仕事・心労リフレッシュ・習い事・就職活動・学校行事・保護者の病気・家族の介護・出産・葬儀等